

地区計画の内容		
区分	A地区	B地区
地用 域途	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
地最 面低 積敷	敷地面積の最低限度は、200㎡とする。 ただし、公益上必要な建築物の敷地、道路等の公共施設の整備により200㎡に満たなくなった敷地又は都市計画決定時に200㎡に満たない敷地については、この限りでない。	
制高限さ		1 建築物の最高の高さは、15mを超えてはならない。 2 建築物の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境 界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を 乗じて得たものに5mを加えたものを超えてはならない。
位置の	建築物の外壁又は柱の面は、道路境界線又は隣地境界線から1.0m以上離さなければならない。 ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。 1 別棟の車庫 2 別棟の物置で延べ床面積の合計が20㎡以下のもの 3 巡査派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物	
意形匠能	1 建築物の屋根・壁等の色彩は、周囲の環境と調和した落ち着きのあるものとする。	
意匠の制限	(屋外広告物条例により、右記と同様の規制がされている)	2 屋外広告物は、富士市屋外広告物条例で規定される第1種 特別規制地域の許可基準に適合していなければならない。
は さく	かき又はさくの構造は、コンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造及びレンガ造以外のものとし、 道路に面する部分は、生垣又は1.8m以下の透視可能なフェンス等とする。 ただし、地盤面から0.7m以下のもの並びに門柱及び 門袖で左右それぞれの長さが2.0m以下のものについては、この限りでない。	
配置・規模の	南北道路1号:幅員6m、延長約490m 南北道路2号:幅員6m、延長約130m 南北道路3号:幅員6m、延長約520m 南北道路4号:幅員6m、延長約100m 南北道路5号:幅員6m、延長約150m ※道路の拡幅については、建築指導課・建	東西道路1号:幅員6m、延長約290m 東西道路2号:幅員6m、延長約150m 東西道路3号:幅員6m、延長約300m 東西道路4号:幅員6m、延長約110m 東西道路5号:幅員6m、延長約140m 設総務課との協議が必要です。

## 地区計画は地区ごとの計画です。

みなさんの住んでいる身近な地域を単位に、そこに住んでいるみなさんと市が一緒になって、 その地区の特性にあった良好なまちづくりを行うものです。

- ●将来どのようなまちにするかといった目標や、都市環境の整備や保全の方針を定めています。
- ●まちづくりの内容を具体的に定め、建築物の用途・高さなどを制限したり、より良い都市景観を形成したりするため、必要な事項を定めています。

# 届出について

#### ●届出の対象は

本地区内で、次の行為を行う場合は、事前に市役所建築指導課に届出が必要です。

- 1. 土地の区画形質の変更(都市計画法第29条 「開発行為の許可 | を要する行為は除く)
- 2. 建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転
- 3. 建築物等の用途の変更
- 4. 建築物等の形態又は意匠の変更

#### ●届出日は

行為に着手する日の30日前までに、建築確認を要する行為の場合には建築確認申請前に届出を 行ってください。

#### ●届出書類は

届出には下表の図面が必要となります。

届出様式は富士市役所建築指導課ホームページからダウンロードできます。

その他、参考となるべき事項を記載した図書が必要となる場合があります。



### ●まずは相談から

